

は、先ほど市長から話がありましたとおり歯科医師が十六名でございます。開業医はそのうち十二名でございまして、市の人口で割りますと一人当たりの人口率が二千九百人ほどで、患者数から見ますと大変少ない状態でございます。したがって、現在の治療体制は大変複雑になっておりますので、予約制とかいうような関係で歯科受診を一般の方もなかなか受けられないという関係で、苦情も多く市の方にまいてあるのが現状でございします。

御指摘の二歳児に対する予防対策でございしますが、これについても歯科医師会の協力がなくては私どもも困難でございまして、これらにつきましては何とか解決しようという考えを持ちまして、昨年九月、歯科医師会の正副会長さんに申し入れまして、ぜひ休日診療を開始していただきたいという話を申し上げたわけでございます。本年二月十二日に歯科医師会に対しまして、休日診療の開始方の依頼文書も提出してございます。しかしながら歯科医師会からは善処する。研究させていたきたいという回答が現在来ているのが現況でございます。幸いに福生医師会の会長先生であります山田先生が仲に立ちまして、歯科医師会との関係に格段のお骨ね折りを願っているわけでございます。

ますが、今後も指田議員さんの趣旨に十分沿うように、又、市民の歯の健康のためにも根気強く歯科医師会に要望し、又、折衝を重ねまして一日も早く休日診療ができ、予約制でない完全な治療と、二歳の子供たちの検診ができますよう今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○秘書職員課長（高水 求君） 指田議員さんの後段の御質問でございしますが、身体障害者の雇用促進法に基づきまして、一定の身体障害者の雇用についての努力義務がございしますが、身体に障害を持つものの雇用につきましては、私どもにおきまして法の趣旨にのっとり努力していかねばならないと考えております。ただ身体に障害のある者に特別の同情とか哀れみとかというものでやっては相応えんということであると思っております。やはり身体に障害を有する者が堂々と胸を張って、同じ職場で一般職員と肩を並べてできるというのには、やはり一定の能力、知識というもので公平に行うテストに合格した中で、一般職員と同じ条件で、私どもが採用する側において身体にそのような障害があるがゆえに差別するということは排除いたしまして、同じ

平等な扱いのもとに身体障害者の雇用については配慮していくことが、身体に障害を持つ者への思いやりであらうと考えております。その点私も採用者側におきましては十分法の趣旨を尊重いたしまして、身体障害者の雇用が促進されるように今後努力してやってみようと思っております。

先ほど市長から雇用の達成率の話がございましたが、できるだけ一〇〇％達成に努力していかねばならないと思っておりますが、ちなみ国の達成率はどうかと見ますと、国においては、私も市の直接の関係上級機関である自治省とかは全くゼロ％という数字を示しております。だから市においてはいいんだということではございませんが、やはり国あるいは市、公共団体は率先してそういう法の趣旨に沿うよう努力すべきであらうということを痛感してゐる次第でございます。

以上、答弁いたします。

○十番（指田保雄君） 自席から要望させていただきます。

前向きな答弁をいただきました。どうかいまの答弁を本当に実りあるものにしていただきたい。このことを強く要望して私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（貫井喜代次君） ただいまから午後五時四十分まで休憩いたします。

午後五時二十四分 休憩

午後五時四十分 開議

○議長（貫井喜代次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に五番 森田治男君。

（五番 森田治男君登壇）

○五番（森田治男君） 貴重な時間お許しをいただきまして私の一般質問に当たらせていただき感謝申し上げます。

一般質問に先立ちまして、過日行われました市長選に四たび多数の市民の圧倒的な支持を得られました石川市長に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、今後の四年間、従来にも増して市民福祉のために邁進されることを切望いたしておきます。（拍手）

会議規則第八十六条の規定により、すでに通告のとおり私の質問事項は、第一点、市有地の確保について、第二点、社会教育活動について、以上二項目であ

ります。

市制施行以来六年間経過し、風格ある市づくり、市としてのシビルミニマム達成のために学校、道路、上下水道などの都市施設の整備に、そして増大する行政需要に意欲的に取り組み、健康で安全で便利で快適な生活が営まれるまちづくりを目指して、市政運営を積極的に推し進めていることを理解して一人であります。

福生の面積は約三分の一を横田基地として使用されている関係から、東京都二十六市中最も狭隘な面積の市であります。横田基地を含めた面積から割り出した一キロ平方メートル当たりの人口密度は、五十一年一月一日現在で四千四百五十六名で、近隣の秋川市の千七百五十四名、青梅市の八百三十三名に比べ、市街化されている様子をその数字が物語っていると思います。横田基地で使用されている土地を除いた実際の一キロ平方メートル当たりの人口密度は約七千名くらいだと思われ、狭隘な面積の中だからこそ人口密度も高く、しかも都市施設のシビルミニマム達成のためには、何よりも市有地の確保が大切なことであると考えられます。さらに低経済成長下にあると言われている昨今であります。

都市施設整備とともに、土地価格の異常なまでの上昇が今後予想されるところです。そこで市有地の先行取得につきまして以下質問いたします。

まず、小学校用地の先行取得についてお尋ねいたします。

昭和五十年五月一日現在、小学校七校、百十七学級、一学級当たり三十七、五名、中学校三校、四十三学級、一学級当たり三十八、八名であります。都下二十六市と平均して一学校当たりの児童、生徒数は小学校は中くらい、中学校は上位であり、わが福生市がいかにかに学校建設を優先させていたかという点を如実に物語っているものであると思います。しかも急場しのぎのプレハブ建築でなく、本格的な防音設備と体育館、プールも兼ね備えた学校であり、本年度当初予算には御承知のように小学校二校、中学校一校の増築も見られ、学校建築には特に優先した行政を推し進めていることはまことに結構なことであり、基本的構想による昭和六十年代の人口を六万五千人と仮定した場合、現在と同等、あるいはそれ以上の教育行政を推し進めるために必要な小中学校の数は、先ほど大野議員への答弁にありましたように、それぞれ一校ずつふえるようであり、まずが、八小、四中の土地取得の目安はついているのかどうか、この一点につき御答弁

を求めるものであります。

次に市街地開発に伴う代替地についてお尋ねいたします。

福生駅東口開発は、不動産の移転に伴い急速に進展すると思われるが、西口に当たっても理事者の積極的な働きかけにより、商工会に福生駅西口再開発調査会なるものが発足し、近い将来建議されるわけですが、その時点で代替地的な市有地が必ず必要になると予想されます。そこで、昭和五十年年度決算によりますと、公有財産としての市有地の空地は八千九百八十七、七八平方メートルとなっておりますが、代替地となり得るような市有地は現在どのくらいあるのか。代替地になり得るような市有地をこれから取得する考えがあるかどうか御答弁願います。

次に第二点、社会教育活動についてお尋ねいたします。

社会教育の中の社会体育、スポーツ振興策について質問いたします。

ここ数年社会体育としての市民参加の各種大会あるいはスポーツ教室が非常に盛んで、市民の体力向上、健康管理という観点から、あるいは青少年の非行化防止という観点からむしろ社会教育活動がなされてあり、関係

者の努力に対しまして敬意を表するものであります。市民体育館はもちろ
ん、各小学校の体育館は、夜間になりますと社会教育団体が体力づくり
あるいは試合を目指しての練習が行われ、学校体育館の放課後の利用状況
はきわめて高いものがあります。これは夜間でないと練習ができない多くの市民
もあるということであり、働く青少年、社会教育団体としてのPTAに
とっての軟式野球、ソフトボールは、特にチームワークを必要とする団体競技で
あります。先日、軟式野球の大会には七十八チームの参加、ソフトボール大会
には四十八チームの参加があったと承っております。ふだんの練習の成果を各
種の大会にぶつけるわけですが、練習の場所が余りないという声があり
ます。新設予定の屋外運動場が完成したとしても、おそらく練習のため
は利用できないと思われる。牛浜グラウンド、加美平グラウンドは、シーズン
に入れば毎日曜日ごとに試合が行われ、まことに結構なことでありますが、試合
だけでなく近くで練習する場が、しかも夜間練習ができるような場所が考え
られないかということでもあります。

牛浜グラウンドには照明設備の計画があるとのことですが、すばらしい

い計画だと思えます。そこで近くで社会教育団体などが夜間試合は無理でも、キャッチボール程度の練習ができるように各小学校の校庭に夜間照明を設備する考えがあるかどうかお答えをお願い申し上げます。

次にスポーツ振興策として三中のプールを夏休みのあいている時期に、スイミングクラブが利用いたしまして非常な成果をおさめたと思われしますが、一中、二中におきましては学校プールを地域の人々、あるいは社会教育団体などに夏休みのあいている時期に開校する考えがあるかどうか、市長あるいは理事者の前向きな答弁をお願い申し上げます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁を申し上げますが、全部ごもっともな御意見でございまして、なるべく御要望にかなうようにしたいわけでございますけれども、いろいろと問題もあるようでございます。したがって、詳しくは各担当課長から御説明を申し上げたいと思えます。

ただ一点だけ、最初に、御質問ではございませんが、市長当選に敬意を表してということに、私はおれを申し上げたいと存ずるわけでございますけれども、何とい

たしまして、私は非常に指導力がなく……大変に重大なことでございまして、市民からいろいろ要望がございます。いい要望あるいはできる要望はもちろんやらなければなりません。又、市が確固たる方針を貫かなければならない場合もございます。そういう場合におきましては御協力をいただきたいと思います。あくまでも市の基本方針に沿った姿勢をしまいにしたいと思います。思う次第でございますので、御質問とはそれですけれどもよろしくお願いいたします。

○助役(篠崎俊夫君) 市有地の確保についてお答え申し上げます。

学校用地の先行取得でございますが、まだ学校用地をどこにとりうことは申し上げられませんが、これは当然先行取得しなければならぬものでございまして、開発公社の方におきましてできるだけ早く手当をいたしたいと思えます。

それから次の市街地開発に伴う代替地についてでございますが、現在田園地区に五十年末で七千五百平方メートルほど代替用の用地がございます。なお、その他の土地につきましては、市街地開発の事業計画の見通しが立ちさえしますれば、具体的な土地につきまして、又、開発公社の理事会に諮りまして、その都度どうするかを決めてまいりたいと存じます。

○教育長(町田倍二君) 私から社会教育活動の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず各学校の照明設備を設置したという御質問ですが、御承知のとおり現在福生市には第一中学校に夜間照明の施設がございますが、これは以前一中に多摩高の分校が併設されていた当時、都の方で設置したものでございます。その後福生高校の新設によりまして、市が無償で譲り受けたものでございます。御指摘のように各学校に夜間照明を設置いたしました、青少年に對しましての体育、レクリエーションの場を提供するということは、御趣旨といえましては非常に結構なことだと思っております。ただ問題は、管理体制をどうするか、又万一事故が発生した場合にどの責任で対処するか、あるいは管理人を配置できるのかどうか、人事上、あるいは財政上の問題もありますので、御趣旨は非常に結構でございますので、今後課題として検討させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次のプールの関係でございますが、学校プールの一般開放につきましては、これを市営プールと同じ形での運営をすることは、私ども市営プールだけで手

いっぱいでございますので、非常に困難ではございます。又、御承知のとおりプールの運営につきましては、他の諸施設と違いました一歩間違えば死亡につながるというふうな、非常に神経を使うものでございますので、PTA等の公的な団体等が、その責任にあきまして使用することにつきましては十分御協力を申し上げたいと考えております。先ほど御指摘がありましたとおり、昨年のPTAあるいはスイミングクラブ等でプールを利用してありますので、そういう線に沿いまして御協力を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○五番(森田治男君) 自席からお許しをいただきまして要望させていたただきたいと思えます。

最初に市有地の確保についてでございますけれども、戦後、それまでは福生と熊川に一校ずつでありました小学校が、昭和二十六年だったと思えますけれども、牛込に第三小学校として開校いたしましたことは御承知のとおりでございます。その昭和二十六年に現在の社会状況を洞察することはきわめて困難であると思われ

ますが、今後の十年先、あるいは二十年先を洞察するということは、市にとりま

してそれほど困難なことではないように思われます。学校の増築にも限度があります。現在学校用地を取得するのと、十年先に取得するのではどちらが市民のためになるかは明白であります。又、東口開発は、不動産の果たした役割りが非常に大きいものがあると思われます。不動産に準ずるような土地を確保すべきではないでしょうか。現に西口の駅近くに、それまでは人家だった場所が現在は家を取り壊して駐車場になっている所があります。開発のために惜しまない努力を願ひ、狭隘な面積の当市でありますので、学校用地に限らず、代替地となり得るような市有地を先行取得されますよう、強く要望いたしておきます。

次の社会教育活動についてでございますが、特に一小、二小関係におきまして夜間照明ということをお願ひしたいと思ひます。と申しますのは、やはり地域的なバランスということを考えあわせていただきたいと思います。牛浜グラウンドはいわゆる福生地区、熊川地区には二小と、ひとつ研究されるよう要望いたしておきます。

それから中学校のプールの方でございますけれども、地域の人々、あるいは社

会教育団体などに責任をもつて貸すというような態勢をこれから引くべきではないかと思ひます。さらにこれからの学校施設の建築に当たりましては、こうした社会教育的なことも踏まえて、いろいろな施設を整備されるよう要望いたしておきます。

現在の社会教育としてのスポーツの盛んなことの一つに、私は中学校におけるクラブ活動の成果が実を結んだ結果であると考えております。特に現在二中にあるのは、二中の体育館や校庭だけでは満足な練習ができない状態であります。二中の生徒は放課後四小の体育館、六小の体育館に行つて練習を積んでいくのが現状のようであります。三月の定例会におきましてもPTAの願意事項の中から第二体育館の建設を取り上げましたが、福生のスポーツ振興の源であると考えられる中学校のクラブ活動のために、二中に第二体育館の建設を、厳しい財政状況の中ではありますが、重ねて要望を申し上げます。して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、次回は六月十二日午前十時から開きます。

午後五時五十九分 延会

(写)

福庶発第九百二号

昭和五十一年六月四日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

昭和五十一年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十一年六月四日付け、福生市告示第二十二号(別紙参照)をもつて、昭和五十一年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十一年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十一年六月四日

福生市長 石 川 常太郎 印

一期日 昭和五十一年六月十一日

二場所 福生市議会議場

写

福庶発第九百一号

昭和五十一年六月四日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の送付について

昭和五十一年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第四十号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例

二 議案第四十一号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第四十二号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
四 議案第四十三号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例